

## 児童育成支援拠点事業業務委託仕様書

### 1 業務名

吹田市児童育成支援拠点事業委託業務

### 2 目的

当該業務は、本市が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する児童育成支援拠点事業を実施するに当たり、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

なお、当該仕様書でいう「児童」は、児童福祉法第4条に規定する満18歳未満の者のことをいう。

### 3 業務内容

当該事業における支援の内容は、主として養育環境に課題を抱える児童の居場所を提供するという当該事業の目的を踏まえ、包括的に（1）～（8）を実施する。なお、（1）～（8）の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて確実に提供できるよう体制を整備すること。

- （1）安全・安心な居場所の提供
- （2）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- （3）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- （4）食事の提供
- （5）課外活動の提供
- （6）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- （7）保護者への情報提供、相談支援
- （8）送迎支援（市内全域を対象とする。）

当該業務によって児童が安心して過ごすことができ自ら通い続けられるよう、児童の成長段階や心身の状態等を踏まえ児童の視点に立ち、信頼関係の構築に努めるとともに、アンケート等により児童の意見を聴きながら、適切に当該事業の効果を検証し、当該業務に反映していくことに努めるものとする。

また、個々の児童に適した支援を提供するため、支援の方針や内容等について市と認識の共有を図り、保護者との関係構築や支援等にも努めることとする。

なお、当該仕様書に定めがない事項については、こども家庭庁が策定する「児童育成支援拠点事業ガイドライン」に基づく事業のあり方を踏まえ、受託事業者と市で協

議し定めるものとする。

#### 4 支援対象者

支援対象者は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、当該事業による支援が必要であると市が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (3) その他、事業の目的に鑑みて、市が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

#### 5 実施方法

##### (1) 実施場所

実施場所は、吹田市内であって、当該事業の運営を行うために適した場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）を、市と協議しながら決定することとする。

##### (2) 定員

概ね 20 人

##### (3) 職員配置、要件及び職務の内容

支援の実施にあたり、当該事業は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）の対象事業であることに注意し、以下の職員を配置して支援を行うこと。

なお、ア・イの職員のうち1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又はウ「心理療法担当職員」に該当する者を必ず置くこと。

また、ア・イの職員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、ウ及びエとして配置する職員については、ウ・エ各職員で合わせて週4日以上出務するとともに、嘱託契約や他団体に所属する応援職員等の場合であっても、それぞれの職員について同一の職員を配置することとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいう。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えない。

## ア 管理者

### (ア) 職務内容

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市の事業担当部署や本市子育て支援センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

### (イ) 要件

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの。

## イ 支援員

### (ア) 職務内容

児童や保護者への支援等を行う

### (イ) 要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの。

## ウ 心理療法担当職員

### (ア) 職務内容

メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う。

### (イ) 要件

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの。

## エ ソーシャルワーク専門職員

### (ア) 職務内容

児童及びその家庭を対象にした下記a～cのソーシャルワークの支援等を担うことが想定される。

- a 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- b 児童の家庭への訪問を含めた支援（※）
- c その他、居場所における児童に必要な支援

※ 事業所における児童や保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、児童の家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

### (イ) 要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精

神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

(4) 開所日数

開所する日数は、週5日以上開所すること。なお開所日について、週に1日は土曜日又は日曜日に開所すること。

(5) 開所時間

開所時間は、次に掲げる時間及び時間帯以上を開所することとする。

ア 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業1日につき8時間（11時から19時）以上

イ 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、学校の授業の終了後から19時（以降）

(6) 施設・設備

当該事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

施設面積に関しては、定員数に合わせ十分な広さを確保すること。なお、専用のスペースについては、児童一人当たりの床面積2.47㎡を目安としつつ、適切なスペースを確保することが望ましい。

また、活動の拠点としての機能を備えた専用スペースとは別に、体調が悪いとき等に静養できる場の確保に努めること。事業所に備える設備としては、以下を参考に当該事業の実施に必要な設備を設けること。

【支援の実施に必要な設備（一例）】

児童が集まることができる本事業専用のスペース

学習室

相談室、静養室

事務室

調理室（キッチン）、調理設備

浴室・シャワー室、便所

(7) 支援状況の報告等

ア 定期報告として、毎月市に対し支援の状況や内容等を書面等により報告するものとする。

イ 随時報告として、養育環境の悪化等で他の支援の必要性が認められる場合や、急な変化や児童虐待につながるリスクに気付いた場合等、早急に通報、報告を行うこと。なお、性的暴力等、児童の心身に重大な影響を及ぼす事案を発見した場合には、躊躇することなく速やかに市等の虐待通告受理機関へ報告すること。

【随時報告の主な場面（一例）】

- ・ 事故やケガや災害が発生したとき
- ・ 食中毒や感染症が発生したとき
- ・ 利用者との間や児童間でトラブルが発生したとき
- ・ 児童や家庭の状況に心配される事象があったとき
- ・ 欠席が続くなど個別に家庭訪問等を行ったときなど
- ・ 新規相談があったとき、継続案件に何か状況変化があったとき
- ・ 他機関・事業との連携が必要と感じたとき（自治体、学校、要保護児童対策地域協議会、警察との連携等）

ウ 利用者等から利用終了の申し出があった場合には、市はアセスメントを行い、必要に応じ支援を提供する等の支援策を講じる必要があるため、受託者は終了する理由等を丁寧に把握するほか、児童や保護者に対し結論を急がないよう対応するとともに、市へ連絡するものとする。

## 6 関係機関等との連携

### (1) 家庭児童相談室との連携

定期・随時報告や支援の方針や内容の共有のほかにも、適切な支援を提供することができるよう、受託者と市は綿密に連携を図る。

また、参加機関に守秘義務が課せられる本市要保護児童対策地域協議会の構成員としての参画に努めるものとする。

### (2) 学校との連携

受託者は、児童の生活の連続性の保障と当該業務の理解促進を図るために、情報交換や情報共有、職員同士の交流、カンファレンスや要保護対策地域協議会の個別ケース検討会議等によって学校との連携を積極的に図る。

### (3) 児童会館等との連携

受託者は、利用者が児童会館や留守家庭児童育成室、放課後等デイサービス、教育センター、生活福祉室が所管する学習支援教室、子供食堂等を併行利用している場合には、各事業所等と連携を図りながら、児童等に対して適切な支援を行っていくことが重要である。なお、個人に関わる情報共有に関しては、児童や保護者に、伝える内容や共有・連携の必要性などを説明し、意向を確認した上で行うこと。

### (4) その他関係機関や地域との連携

必要に応じ、市の機関や大阪府子ども家庭センター、児童養護施設、地域組織との連携や交流に努めるものとする。

## 7 安全対策・衛生管理

### (1) 児童育成支援拠点事業所は、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等におけ

る事故の報告等について」(令和8年3月30日付けこ成安第45号・7教参学第52号通知)に従い、速やかに報告すること。

- (2) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。
- (3) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。
- (4) 受託者は、必ず損害賠償保険及び傷害保険等に参加し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償等を速やかに行うこと。
- (5) こども性暴力防止法に基づき、事業所内におけるこどもに対する性暴力等を防止するため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を踏まえ適切に対応すること。
- (6) 施設等における虐待の防止及び発生時の対応等について  
「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて」(令和7年8月29日付けこ成保503・7文科初第1261号通知)に従い、通報等を行うこと。
- (7) 児童育成支援拠点事業所は、大阪府や本市が実施する災害対策訓練への参加、協力を努め、また「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」(令和4年10月12日内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省)を参考に安全管理を図ること。
- (8) 児童育成支援拠点事業所は、上記の他「児童育成支援拠点ガイドライン」(こども家庭庁成育局令和6年3月作成)も参考に、食品衛生法、健康増進法、産業廃棄物処理法及び消防法その他各法令に基づき、必要な許認可を受け、また届け出を行うこと。

## 8 個人情報保護について

個人情報について、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)や保有個人情報取扱いに係る特記事項等を基に適切に管理し、守秘義務等を遵守すること。また従業員に対しそれらについての研修を行うこと。

## 9 研修

職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ、市が開催する講座の受講等により、従事する職員の質の担保に努めること。

## 10 利用者負担

児童育成支援拠点事業を利用する子供やその保護者等の当該事業利用に当たっては、原則利用者負担額を徴取しないこと。ただし、課外活動等に係る実費については、その限りではない。